

幼稚園利用に関する 重要事項説明書

熱海市立多賀幼稚園

この「重要事項説明書」は、「熱海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第5条の規定に基づき、利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1 施設運営主体

名 称	熱海市教育委員会
所 在 地	熱海市中央町1番1号
電 話 番 号	0557-86-6551（教育委員会 学校教育課）
代 表 者 氏 名	熱海市教育長 水野 秀司

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園
施 設 の 名 称	熱海市立多賀幼稚園
施 設 の 所 在 地	熱海市下多賀918番地の1
連 絡 先	電話番号 0557-68-1768 FAX番号 0557-67-4571
管 理 者	園長 黒羽根 千鶴
対 象 児 童	学校教育法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、幼稚園教育を必要とする小学校就学前の幼児
利 用 定 員	満3歳以上の幼児 90人
開 設 年 月 日	昭和41年5月7日
事 業 所 番 号	

3 幼稚園教育の目的・目標

小学校入学前の幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、良質かつ適切な内容及び水準の教育の提供を行うことを幼稚園教育の目的とします。

幼稚園の運営は、次に掲げる目標を達成するよう計画的に実施します。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- (2) 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- (3) 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- (4) 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- (5) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

4 当園における施設・設備等の概要

(1)施設

敷地	園地 2, 323 m ² 園庭面積 958 m ²
園舎	平成元年建築 RC造 延床面積 708 m ²

(2)主な設備

保育室	3室	3歳児、4歳児、5歳児 各1クラス
遊戯室	1室	
その他		職員室 配膳室 にこにこルーム 倉庫 トイレ ほか

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	兼務	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
教諭	3	3		
支援員	1	1		

《各職種の勤務体系》

職種	勤務体系
園長	8:00～16:45
副園長	8:00～16:45
教諭	8:00～16:45
支援員	8:00～16:45

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 園運営の基準

熱海市教育委員会では、園で過ごす幼児への適度な集団での遊びや学び、友達とのかかわりや園行事の実施など、様々な教育と生活について、望ましい環境を提供することを最重要と捉えており、複式学級と休園については、以下の基準とします。

複式学級：接続した2個学年を足して8名未満となる場合（令和3年度より）

休 園：園児総数が6人未満の場合

7 幼稚園教育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日は休園となります。

また、学年を3学期に分け、長期休業日（学年始、夏季、冬季、学年末）を設けます。

なお、幼稚園教育を提供する日は、園の日課、行事、その他のやむを得ない理由により、原則としてあらかじめ保護者に周知したうえで、変更することもあります。

8 幼稚園教育を提供する時間

月曜日から金曜日	8時30分から14時まで
上記のうち行事及び研修等の実施日	8時30分から11時30分まで

幼稚園教育を提供する時間は、園の日課、行事、その他のやむを得ない理由により、原則としてあらかじめ保護者に周知したうえで、変更することもあります。

9 幼稚園教育の内容

幼稚園教育要領及び熱海市就学前教育カリキュラムに基づき、以下に掲げる幼稚園教育その他の便宜の提供を行います。

- (1)教育標準時間内における幼稚園教育
- (2)その他幼稚園教育に係る行事等

10 利用者負担額等及びその他の費用

利用者負担額（保育料）	無償	
給食費	副食費2,700円※	主食費500円
教材費・行事参加費	実費徴収を行うときはあらかじめ書面にてお知らせします。	
一時預かり事業利用料 (利用の場合のみ)	長期休業日以外 1時間当たり200円	長期休業日 1日当たり500円

※熱海市内にお住いの場合には、副食費は無償です。

11 利用の終了に関する事項

以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 小学校に就学したとき
- (2) 1号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.2 幼稚園医

- (1) 幼稚園医 相磯クリニック 相磯 ますみ
(2) 幼稚園歯科医 土屋歯科医院 土屋 元雄

1.3 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口等

要望・苦情等に係る窓口は以下のとおりです。

相談窓口	・窓口担当者 山縣 純子 ・利用時間 8：00～16：45 ・電話番号 0557-68-1768 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者による評価	地域住民、保護者、学校関係者等からなる評価委員会による評価を実施し、その結果を公表

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画により対応
防災設備	・自動火災報知機有・誘導灯有 ・ガス漏れ報知器有・非常警報装置・消火器有 ・非常用電源なし・スプリンクラーなし ・その他、カーテン、敷物等の防災処理有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

以下の保険に加入しています。

園の加入する保険の種類	全国市長会学校賠償補償制度 日本スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	幼稚園の管理下で生じた負傷、疾病、傷害、死亡のうち、条件を満たす療養費等への給付・見舞金
保険金額	一人 210円（年額）

1.7 その他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

保育の提供を開始するに当たり、別紙書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

幼稚園名 熱海市立多賀幼稚園
説明者職名 園長 黒羽根 千鶴

私は、別紙書面にに基づいて熱海市立多賀幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和6年 月 日

保護者住所

園児氏名

保護者氏名

園児から見た続柄()